（美容師法の一部改正）

第二十一条　美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第二十条中「第四条第五項」を「第四条第三項」に改める。

（調理師法の一部改正）

第二十二条　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、同条第二項を削る。

附則第三項中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部改正）

第二十三条　次に掲げる法律の規定中「前四項」を「前各項」に、「事項は、」を「事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは」に改める。

一　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）第四条第五項

二　戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第五項

三　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）第五条第五項

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正）

第二十四条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する受給資格者については、当該指定都市の長）」を加える。

第二十九条第一項中「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「又は審査請求」を「、審査請求又は再審査請求」に改め、同条第二項中「又は審査請求人」を「、審査請求人又は再審査請求人」に改め、「都道府県知事」の下に「又は指定都市の長」を加え、「又は審査請求を」を「、審査請求又は再審査請求を」に改める。

第三十条中「市長若しくは福祉事務所を管理する町村長が」を「指定都市の長がした特別児童扶養手当の支給に関する処分、市長若しくは福祉事務所を管理する町村長が」に改める。

第三十二条中「都道府県知事の」を削る。

第三十四条中「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の」を削り、「都道府県知事を」を「都道府県知事又は指定都市の長を」に改める。

（母子保健法の一部改正）

第二十五条　母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第四項中「厚生労働大臣又は」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣は、国が開設した病院若しくは診療所又は薬局についてその主務大臣の同意を得て、」及び「その他の」を削り、「についてその開設者」を「の開設者」に改める。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第二十六条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「事項は、」を「事項で、都道府県知事が処理しなければならないものは政令で、その他のものは」に改める。

（製菓衛生師法の一部改正）

第二十七条　製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第二十八条　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の六第三項中「規定により」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）が職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校（次項及び第十六条第二項において「職業能力開発短期大学校等」という。）を設置する場合には、当該指定都市を、」を加え、同条第四項中「援助（」の下に「指定都市が設置する職業能力開発短期大学校等及び」を加える。

第十六条第二項中「都道府県」の下に「及び指定都市」を加え、「職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校」を「職業能力開発短期大学校等」に改める。

第三十条の二第一項中「都道府県」の下に「又は指定都市」を加える。

第九十七条第二項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

（視能訓練士法等の一部改正）

第二十九条　次に掲げる法律の規定中「厚生労働大臣が」を「都道府県知事が」に改める。

一　視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号及び第二号

二　臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号から第三号まで

三　義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号から第三号まで

四　救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二十四条第一号、第二号及び第四号

五　言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号から第三号まで及び第五号

（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部改正）

第三十条　次に掲げる法律の規定中「又は厚生労働大臣」を「又は都道府県知事」に改める。

一　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号及び第三号並びに第三十九条第一号から第三号まで

二　精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条第二号及び第三号

三　社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）第三条中社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項の改正規定

（介護保険法の一部改正）

第三十一条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第百十五条の三十二第二項第一号中「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第三号中「二以上の都道府県の区域」を「三以上の地方厚生局の管轄区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「すべての」を「全ての」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

二　次号から第五号までに掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であって、当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在し、かつ、二以下の地方厚生局の管轄区域に所在するもの　当該介護サービス事業者の主たる事務所の所在地の都道府県知事